憲法 改 正に関する提言

防 な 国 軍き 憲 を 法 創 を 設 改 せ 正 ょ L

国



社団法人 日本郷友連 盟

趣意

永年にわたり国の防衛を疎かにしてきた。 儀なくされ、 である。 国家の しかるにわが国は、 究極 国防及びその中核をなす軍事に関わる事項が排除された「国防なき憲法」ともいうべき現行憲法の下で、 の役割は、 その 戦後の軍事占領下において戦勝国による日本非武装化・弱体化の一環として受け入れを余 「生存と安全の確保」にある。すなわち、 国防こそが、国家が取り組むべき最重要の課題

がら、 会の主要国に成長したわが国には、その地位に相応しい役割が求められている。 東西二大陣営の対峙する冷戦下にあっては、米国との安全保障条約のもとで平和を享受することができた。 冷戦が終結し、国家や民族が再び各々の国益や主体性等を主張する国際関係に回帰したといわれる今日、 しか 国際社 しな

また、 のアジアにおいて、 「防体制を確立することが急務である。 中国の覇権的拡張、当面する北朝鮮の脅威、 わが国が誇り高い国家として生き続け、子孫に引き継いでいくためには、 あるいは域内各国間の領土問題等がいよいよ尖鋭化する二十一世紀 国力国情に応じた確かな

ればならない。 にわたって国際社会で応分の責任と役割を果たす上で不足し不十分である事項について、新たな憲法で明確に示さなけ とが全ての基礎とならねばならない。その基礎の上に立って、国防に関する現行憲法の欠落事項、また、わが国 主権者である国民一人一人が国を愛し、名誉を重んじ「自らの国は自らの力で守る」強い意志と責任を共有しているこ このためには、まず憲法の改正が必要であるが、これは単に憲法九条の改正に止まるものではない。民主国家日

Force)として創設することが肝要である。 軍」(Self Defense Force) と称するような内向きで自己中心的なものでなく、 に対する責任や国際社会における役割を果たせる「国軍」(National Armed Forces) あるいは「国防軍」(National Defense 国防の骨格をなす実力組織は、「国民の国民による国民のための軍隊」を基本精神とし、「自衛 わが国の防衛を第一義に、併せて同盟国 (自己防

ことを強く提言する。 日本郷友連盟は、 以上の観点から、 来るべき憲法改正に当たっては、 国防にかかわる次の七項目を新憲法に明示する

愛国心並 びに国防の重要性について憲法前文に明記する。

二 国民の「国防の義務」について規定する。

二 有事等の「国家非常事態」について規定する。

て明示する。併せて国家非常事態における国民主権の一時的委任及び基本的人権の部分的制限等の有事体制につい明示する。併せて国家非常事態における国家指揮権限者(NCA:National Command Authority)であることをこの際、内閣総理大臣が同事態における国家指揮権限者(NCA:National Command Authority)であることを

四 国家防衛 のための自衛権 の行使について規定する。

この際、集団的自衛権の行使を認めるものとする。

国 軍 の保持を明示し、 その任務権限 (交戦権を含む)につい て規定する。

五

与するものとする。として位置付けるとともに、国軍の海外派遣においては、国際法規・慣例に基づく軍隊として位置付けるとともに、国軍の最高指揮官であることを明記する。また、国際協力活動を国立の際、内閣総理大臣が国軍の最高指揮官であることを明記する。また、国際協力活動を国 7 軍 のの 権限 を任 付務

六 軍法の制定並 人の身分を確立し、 びに特別裁判所としての軍事裁判所の設置につい その地位および権利義務につい て規定する。 て規定する。

容文 の化以 具が上 現化がいてきなり 妨いは %げられない、場合には、いずれも いよう予め十分に配意されたく要望する、法律で定めることを明示し、いやしも憲法の前文または条文として示すも 要望する。 やしくも、 のとする。 憲法 の規定によって各しかしながら、止 項む 人に示得 すす条

平成十八年五月三日

社团法人日本郷友連盟 会長 寺 島 泰 三

補足説明書

二 六 Ξ 五 四 軍法制度の保持並びに 愛国 提 憲法九条と自衛権の確立並びに 国家非常事態と指揮権限について 国民の国防の義務について 軍人の身分と権利義務に 心並 言 目 軍事裁判所の設置 びに国防の重要性について 0 国軍創設の必要性について 趣 次 意 上につい つい て て 十三頁 十二頁 十頁 九頁 七頁 八頁 頁

提言の趣意

き最重要の課題である。にある。すなわち、国防こそが、国家が取り組むべ国家の究極の役割は、その「生存と安全の確保」

面する事態に陥った。 国内の治安や秩序は混乱して、有史以来の未曾有の国難に直その結果、国家の生存が根底から脅かされ、主権は蹂躙され、我が国は、先の大戦において「自存自衛の戦い」に敗れた。

この敗戦の苦く重い経験と三百万余の尊い同胞の犠牲のこの以戦の苦く重い経験と三百万余の尊い同胞の犠牲のこのような歴史的事実に至った原因はともかくとして、パレを基盤(土台)が揺らげば、国家の主権も、法秩序の維持も、り立たない」、平たく言えば「国がなくなれば、何もかもおり立たない」、平たく言えば「国がなくなれば、何もかもおり立たない」、平たく言えば「国がなくなれば、その国とは、との自由で旺盛な諸活動も、ましてや国民の福祉も全く成をがだ」という深刻な教訓であった筈である。このことは、との自己に対しても厳然と存在とのは、というなどのは、「国家は、まず何としても厳然と存在というなどが、イラク戦争後の惨状等を見ても、極めて明らかるが、国内外において安寧を確保しなければならない。その国とは、「国内外において安寧を確保しなければならない。

す単一の民族が、万世一系の天皇を中心とした国家として二我が国は、日本列島を中心とした領域に、同一の言語を話

立憲君主の議会制民主主義国家として発展し続けている、世きた。そして、先の大戦における破局的な国難を乗り越え、千有余年の悠久の歴史を積み重ね、独自の伝統文化を育んで

界に類を見ない国である。

ば、国家存続のための国防こそが国家の最重要の課題であり、どの時代にも共通した、最も根本的な事柄である。いうなれの中で、その永続的な生存を図り、安全を確保することが、の中で、その永続的な生存を図り、安全を確保することが、の中で、その永続的な生存を図り、安全を確保することが、の中で、その永続的な生存を図り、安全を確保することが、このように、先祖が幾多の内憂外患を乗り越え、営々と築

た。 た。 た。 た。 た。 による日本非武装化・弱体化の一環として受け入れ はならされ、国防及びその中核をなす軍事に関わ を余儀なくされ、国防及びその中核をなす軍事に関わ はる日本非武装化・弱体化の一環として受け入れ しかるに我が国は、戦後の軍事占領下において戦勝

究極の目的である日本の非武装化・弱体化政策の一環として、大東亜戦争の戦勝国である米国は、戦後の日本占領政策の

究極

の役割なのである。

重」に反するものである。) 一九〇七年のヘーグ陸戦条約 第四三条「占領地の法律の尊明治憲法を否定し、現行憲法を押しつけた。(この行為は、

的欠陥を持った憲法として制定運用されてきた。して、われわれの安全と生存を保持しようと決意」させられして、われわれの安全と生存を保持しようと決意」させられる。また、マッカーサー・ノートの第二項に基づいて起すって、独立国が当然保有する主権としての自衛権までもがよって、独立国が当然保有する主権としての自衛権までもがなって、独立国が当然保有する諸国民の公正と信義に信頼

異常な状況が続いてきた。 異常な状況が続いてきた。 るべき「押しつけ憲法」が、約六十年間一度も改定されない お及び歴代政権の怠慢などが重なり、独立後に当然見直され かにしてきた「吉田ドクトリン」以来の重い附け、更には政 がもたらした国論の分裂、経済のみに集中し大事な国防を疎 その後、平和条約が締結され占領が終了したが、憲法九条

が存在するとともに、自衛隊は軍隊でない武力集団という奇り返され、自衛隊の合憲性については未だに国民の間に疑義しながらその後、自衛権の認否を国家的争点として論争が繰を企図して日本の再軍備を進め、自衛隊を誕生させた。しか発に伴い、極東における軍事バランスの一翼を担わせることこの間、憲法で戦力不保持を強要した米国が、朝鮮戦争勃

が未解決のまま、依然として疎かにされ続けているのである。ある国防は、憲法制定から今日に至るまで、その基本的問題妙な存在として扱われてきた。このように、「国の大事」で

帰したといわれる今日、 きた。 ている。 た我が国には、その地位に相応しい役割が求められ 再び各々の国益や主体性等を主張する国際 との安全保障条約のもとで平和を享受することが 東西二大 しかしながら、冷戦が終結し、国家や民族が 陣営の対峙する冷戦 国際社会の主要国に成長し 下に あ っ て 関係 は に回 米 で 国

ことが急務である。 には、国力国情に応じた確かな国防体制を確立するい国家として生き続け、子孫に引き継いでいくためする二十一世紀のアジアにおいて、我が国が誇り高あるいは域内各国間の領土問題等がいよいよ尖鋭化また、中国の覇権的拡張、当面する北朝鮮の脅威、

化が起った。 〜戦の終結を境にして、国際政治には大きなパラダイム変

て軍事的に対峙したもので、永い世界史が曾て経験したこと制を異にする二つの国家群が、世界を東西のブロックに分け、冷戦は、米ソを両巨頭としてイデオロギー及び政治経済体

用して、比較的安定した平和な時代であった。られ、核の恐怖による抑止と東西の軍事バランスが巧みに作の様々な紛争要因が東西両陣営の対立の枠の中に封じ込めのない極めて「特異な時代」であった。この時代は、国家間

本学が終結すると、東西対立下の重石や両陣営の縛りから で記された大量破壊兵器や弾道ミサイルが至る所に拡散し、非国 をれた大量破壊兵器や弾道ミサイルが至る所に拡散し、非国 をれた大量破壊兵器や弾道ミサイルが至る所に拡散し、非国 で記された大量破壊兵器や弾道ミサイルが至る所に拡散し、非国 を主体によるテロ・ゲリラ等の不法行動も多発して、世界は が起こるか分からない、何が起きてもおかしくない時代」に が起こるか分からない、何が起きてもおかしくない時代」に

ラの脅威も顕在化している。ある国家間の係争が依然として残っており、またテロ・ゲリあるいは各国間の領土問題等、地域紛争に発展するおそれの一方、アジアでは、冷戦時代から続く対立と統一の問題、

特に台湾問題は、この地域全体の平和と安定を脅かしかねな資源の獲得や政治的経済的影響力の拡大にひた走っている。特に中国は、経済発展を背景に一貫した軍事力の強化を図り、

朝鮮半島での半世紀を越えた軍事的対峙、北朝鮮の核・ミサ

法的裏付けのない状態に放置されたままである。

い重大な懸念材料である。

イルの開発及び日本人の拉致等は、我が国にとって直接的脅

更にアジアには、我が国の北方領土、竹島、尖閣諸島をは威である。

東アジアにかけて広がる「不安定な弧」の一部として、軍事め、域内各国間に領土問題が存在するとともに、中東から北

紛争の起こりやすい地域とされている。

立場に立たされている。

立場に立たされている。

で、国力や地位に相応しい責任と役割を果たさねばならない成や懸念に直接対処することはもとより、世界的問題に対しによって世界の主要国に成長した我が国は、アジア地域の脅だのである。しかしながら、冷戦が終わり、戦後の経済発展連の封じ込めに綻びが生じないよう、その一翼を担えば済ん連の封じ込めに綻びが生じないよう、その一翼を担えば済んが、我が国は経済に専念するとともに、西側の一員としてソー冷戦中は、米国との同盟の下に、むしろその庇護を受けつ

行動する際の国際法規・慣例に則った権限の付与等の問題は、不十分である。また、集団的自衛権の行使、海外で自衛隊がしかし、非常時に国を挙げて国家の防衛に当たる体制は未だ共同の必要性等から、漸次法整備が行われている。の事態の顕在化に伴い、非常時における国民保護、米軍とのの年我が国では、周辺諸国の不法行動や国際テロの脅威等

国防体制を確立することが急務となっている。これらの問題を一時も早く解決し、国力国情に即した確かな

明確に示さなければならない。 し、 で不足し不十分である事項について、 たって国際社会の中で応分の責任と役割を果たす上 する現行憲法の欠落事項、 らねばならない。その基礎の上に立って、国防に 民主国家日本の主権者である国民一人一人が国を愛 い意志と責任 これは単に憲法九条の改正に止まるものではない 名誉を重んじ「自らの国は自らの力で守る」強 0 た め に は、 を共有していることが全ての基礎とな まず憲法 また、我が国が将来に の 改 正が必要であるが、 新たな憲法で 関 わ

る。

ついて明確に規定することが必要である。のための自衛権の行使並びに国軍の保持とその任務権限にない。したがって、第九条は全面的な改定を行い、国家防衛図であり、憲法問題は第九条に帰結するといっても過言では図でかに、憲法九条は、現行憲法に内在する全ての問題の縮

向けてこなかったことも、事実である。に余りにも縛られ過ぎ、広く国防あるいは軍事の問題に目をしかしながらその一方で、戦後の憲法論議は第九条の問題

で、 動に立脚してはじめて、 存続の全ての基礎である。このような国民の当事者意識と行 自らの力で守る」強い意志と責任を共有していることが国家 である国民一人一人が国を愛し、名誉を重んじ「自らの国は を危うくするのである。 面する脅威に国を挙げて立ち向かうことはできず、その将来 犠牲にしてでも国家を守る。この相互関係の原則がうやむや 家が生存の危機に直面したときは、国民は自己の生命財産を 共同体である。すなわち、 国家と国民は、全体と個の関係にあって、相互一体的な運 「国民の国民による国民のための軍隊」として厳然と存在し、 最も基本的なことは、 その生存と安全をひたすら軍隊に依存する国家では、 いうなれば、民主国家日本の主権者 国防の中核を担う軍隊は、文字通り 国家と国民に関わる事項であ 国家は国民を保護するが、 一旦国 当

果敢に任務を遂行することができるのである。

家非常事態に関する規定がない。更に、先に述べたとおり、我が国には有事等を想定した国

かつ不足している事項が多々指摘される。 軍人の身分・処遇の問題など、我が国の国防体制には不十分等に共同行動ができない問題、あるいは軍法・軍事裁判所、的自衛権の問題や外国に派遣される国軍が列国の軍隊と対的自衛権の問題や外国に派遣される国軍が列国の軍隊と対また、冷戦後のアジア及び国際社会の中で、主要国として

確な方針として示すことが必要である。めには、それらの解決策を網羅して、新たな憲法で国家の明したがって、我が国が将来に向かって万全の体制を築くた

Defense Force)として創設することが肝要である。 常(自己防衛)軍」(Self Defense Force)と称する ような内向きで自己中心的なものでなく、我が国の は会における役割を果たせる「国軍」(National 社会における役割を果たせる「国軍」(National Armed Forces)あるいは「国防軍」(National のの際、国防の骨格をなす実力組織は、「国民の国

いうのが国家としての理想の姿である。参画並びに支えに基づいて第一線に立つ軍隊が存在する、とが国の国防の責任は国民一人一人にあり、その国民の総意、先に述べたとおり、独立国であり、民主主義国家である我

しただけでは、問題の本質的な解決にはならない。保持を是認するような、単に第九条の矛盾点を部分的に修正憲法九条二項のみを改正し、自衛隊を自衛軍に改称してその既に発表されている一部の改憲案に見られるように、例えば、

ことに他ならないのである。らの意志によって、新たな軍隊を創設する決意を示すというらの意志によって、新たな軍隊を創設する決意を示すというこの問題の本質は、軍隊の保持を否定されてきた国が、自

「自衛軍」の訳語(Self Defense Force)を素直に解釈すると、「正当防衛軍」あるいは「自己護衛軍」となるのであると、「正当防衛軍」あるいは「自己護衛軍」となるのでありでなく、その呼称から受けるイメージと保有する軍事力のりでなく、その呼称から受けるイメージと保有する軍事力の実体との大きな較差から、我が国の意図に疑念を抱かせ、ひ実体との大きな較差から、我が国の意図に疑案するであるとして諸外国から軽蔑されるばかいては、将来への猜疑心まで惹起しかねない。

自己中心的・利己的な軍隊を持つことは、素より我が国が真自衛軍という言葉が与える「一国平和主義」的な内向きで、

ある。 Forces)あるいは日本国防軍(National Defense Force を果たす軍隊である。 我が国を代表して同盟国との約束を果たし、国際社会の責任 の侵略に対して我が国を防衛する軍隊である。そして、 に目指す所ではないし、 と称するのが、 自衛軍では名が体を表さず、 われわれが考える軍隊は、 最も相応しいのである。 それが故に、 大方の国民の本意にも反するもので 日本国軍 日本国の軍隊であり、 新たに創設する軍隊は (National Armed

合う国際社会で生き残って行くことはできない。基本理念ではあるが、それを唱えるだけでは国益がぶつかり現行憲法の平和主義は、人類が求め続けなければならない

国際連合は、戦勝国が引き続き戦後の世界秩序を支配する

東西陣営間の対立を解決する力とは成り得なかった。ための機関として創設したものであり、戦後頭を擡げてきた

本戦後においても、平和構築に向けての各種の動きの活発を戦後においても、平和構築に向けての各種の動きの活発を戦後においても、平和構築に向けての各種の動きの活発を、

ばならない。国家存立のために何をなすべきかを、突き詰めて考えなけれる家存立のために何をなすべきかを、突き詰めて考えなけれ、我々は、国際社会のこの現実を冷静かつ理性的に見極め、

ならない時である。 すなわち、今こそ日本国民としての主体性と責任において、 すなわち、今こそ日本国民としての主体性と責任において、 すなわち、今こそ日本国民としての主体性と責任において、 ならない時である。

年間をかけて、現行憲法の致命的欠陥である国防の問題を日本郷友連盟は、以上のような認識のもと、平成十七年の

べる。 以下、提言の各項目について、その主旨とするところを述その研究成果を踏まえて、このたびの提言を行うものである。中心に憲法のあり方について研究を重ね、一応の成果を得た。

愛国心並びに国防の重要性について

題として浮き彫りになり、改めて国民に問いかける切っ掛けけ、国家の存在とその役割という基本的事柄が国民共通の問致の現実や中国・韓国との領土問題等を突き付けられるにつ致の現実や中国・韓国との領土問題等を突き付けられるにつ

共同体である。 共同体である。 世間には、全体と個の関係にあって、その生存と安全並 なと国民は、全体と個の関係にあって、その生存と安全並 精神倫理などを共有する有機的共同体である。そして、国 相織にとどまらず、歴史、伝統文化、政治制度、風俗習慣、 国家とは、単なる抽象的な個人の集合体あるいは法的な

家的な風潮を蔓延させてしまった。また、憲法前文の「平ひたすら個人主義的国家観から説明することが多く、反国の国家論が書かれていないため、戦後の憲法論は、国家を約説的な思想に基づいて記述されるとともに、我が国本来しかるに、我が国の現行憲法、特にその前文は、社会契

が極限され、「国防なき憲法」ともいうべき致命的欠陥をもによって、独立国が当然保有する主権としての自衛権まで和主義」と第九条の「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」

った憲法として制定運用されてきた。

り高い国家」として子孫へ引き継いで行くのも又、 重んじ、一致協力して幾多の国難を乗り越え、万世一系 緑と四季豊かなこの「美しい日本」において、二千有余年 求められている今日、愛国心と国防の重要性を一から問 この結果、日本国民は、 責務である。 極めて自然の感情であり、 発展してきた。 天皇を中心とした国民国家として平和と繁栄を享受しつつ の悠久の歴史を積み重ね、 直す必要性が、国家の死活的課題となっているのである。 切忘れてしまったかのような、惨憺たる情況に陥っている。 で守る」の自己保存の原理あるいは自助の精神までも放棄 このようにして、戦後六十年余、我が国の根本的再生を 我が国は、単一民族、同一言語の下、 国を愛することも、 そして、 われわれ日本人が、この国を敬愛するのは 我が国を 「自分の国、 国を守る当事者としての責任も一 この国を守るのは、至極当然 独自の伝統文化を誇り、 「品格ある活力に満ちた誇 そして自分の身は自分 豊饒の海に囲まれ 当然の 調和を 0

このように、過去、現在そして未来という歴史の連続の

使命である。

中で、 戦後体制を清算し、国家再生を果たすためにも、 存続の全ての基礎であり、 ものはあり得ない。 に当っては、先ずは、愛国心並びに国防の重要性を憲法前 らの力で守る」強い意志と責任を共有していることが国 る国民一人一人が国を愛し、名誉を重んじ「自らの 健全な「愛国心」と「国を守る気概=国防」以上に大事な 文に明記することから始めなければならない。 く日本の未来を創造することができるのである。 我が国の揺るぎない礎とその安寧について思うとき、 すなわち、 その基礎があってはじめて、 民主国家日本の主権者であ そして、 憲法改正 国 は自 輝 家

国民の国防義務について

忘れ、放棄されてしまったかのようである。

誌したのは当然といえば当然である。しかしこの結果、国際の中核である軍隊の保持を禁ぜられ、交戦権をも否

検討を加えなければならない。その中でも、国民が我が国ういうことかなど「国のあり方」について原点に戻って再めには、国家とはなにか、国民とは何か、国を守るとはどが国が自らの手で自らの行く末を決める時である。そのた戦後六十年余を経た今日、現行憲法体制を払拭して、我

らないかは極めて重大な事柄である。の国防に如何に関わりがあり、如何に関わって行かねばな

あり、 ある。 あり、 ことはできないのである。 整備維持運用されるのが基本原則といえよう。更に、 民のための軍隊」であって、 にお 全の確保」、すなわち国防であり、 0 有事等の非常事態においては、 () いては、 かなる国家といえども、 また被害者であって、 また、 国民国家においては、 国防あるいは国の安全保障の中核は軍事力で 国防はすべての国民にとっての共通 すべての国民の参画によって その究極 軍隊は「国民 誰しも傍観者の立場に止まる 国民全体がその当事者 国民主権の民主主義国家 の役割 の国民による国 は 「生存と安 の義務 で で

今後の「国のあり方」を指し示す上で、喫緊の課題と言える。で守る」の精神の回復とその実践が不可欠で、それを「国防いか。確かに、憲法九条の改正は避けられない。しかしその敗は、国民にその当事者意識がないことに帰結するのではな結局、戦後我が国の国防・防衛上の根源的かつ最大の問

る動きや、義務より弱い訓示的規定として「責務」というこの際、徴兵制を採らないことを憲法に盛り込もうとす

底から覆すものであり、本末転倒と言わざるを得ない。等で報じられているが、国民の「国防の義務」の精神を根概念を導入し、「国防の責務」とする考えがあるように新聞

とを指摘しておきたい。が可能なように常に留保しておくのが賢明な態度であるこあの歴史を考えた場合、情勢の変化に応じて時の政策判断国の歴史を考えた場合、情勢の変化に応じて時の政策判断特に、「徴兵制」か「志願兵制」かの選択などは、悠久の

三 国家非常事態と指揮権限について

大きな隔たりがある。 国家非常事態の認定権限、最高指揮権限者とその権 現行憲法には国家非常事態の認定権限、最高指揮権限者とその権 現行憲法には国家非常事態に関する規定はなく、諸外国の憲 ら国家・国民を守ることは国家の責務である。しかしながら、 ら国家・国民を守ることは国家の責務である。しかしながら、 とは国家非常事態とは、国民の生存の保障、国家の独立の保持

としても適時的確な対応は望むべくもなく、国民に甚大な被付きまとう。更に、時の為政者により最善の努力がなされたにおける軍部独走に見られるような恣意的な運用の危険がて超実定法的に権限を行使することになり、また明治憲法下国家非常事態の規定がないということは、当該事態に際し

害をもたらし兼ねない恐れがあるのである。

らかにされなければならない。としてどのように対応し、その生存と安全を確保するかが明としたがって、憲法を含む法体系の中で、国家非常事態に国

しかし、国家の基本法である憲法において多様な国家非常しかし、国家の基本法である憲法において多様な国家非常事態の全てにわたって細部規定することは、法の性格上なじは、国軍の役割として、治安の維持、そのための警察力の支は、国軍の役割として、治安の維持、そのための警察力の支援、災害時の関係機関の支援などの任務規定、更にはその他後、災害時の関係機関の支援などの任務規定、更にはその他の非常事態についての主対処機関の指定と関係組織がどのの非常事態についての主対処機関の指定と関係組織がどの非常事態についての主対処機関の指定と関係組織がどの非常事態についての主対処機関の指定と関係組織がどの非常事態についての主対処機関の指定と関係組織がどの表示とは、というに対して、治療のとは、というに対して、治療のと、というに対して、治療のと、というに対して、治療のは、というに対し、というに対して、治療の基本法である憲法において多様な国家非常が必要である。

れなければならない。 は、国職的な「我が国の領域に対する武力攻撃」の有 による事態の認定、国軍の最高指揮官を文民であり行政府 の最高責任者である内閣総理大臣とすることなどが明示さ の最高責任者である内閣と の最高責任者である内閣と の最高責任者である。 の最高責任者であるのと の最高責任者である。 の最高責任者である。 の最高責任者である。 の表し、 のまた。 の 確保される必要がある。 には軍事専門的助言ができる軍人が含まれ、軍事的適合性が 佐し助言できる機関が設置されなければならない。その機関 国家戦略の決断という重責を一身に担う内閣総理大臣を補 揮権限者としてあらゆる権限を集中し、一元的にリーダーシ に迅速柔軟かつ的確に対処するため、内閣総理大臣を最高指 法下の国家体制の反省も踏まえ、一途の方針の下、非常事態 効果的な対処を可能にすることが必要である。また、 おいては、 るか分からない」のが常であり、平時の想定外の事態が生起 産が危機に曝される。 することを歴史は示している。この場合、国家権力の執行に ップを発揮できる体制が確立されなければならない。 国家非常事態には国家の主権保持や多くの国民の生命・財 単なる法律の執行を越える権限を内閣に付与し、 また、非常事態は「どこで、 何が起こ 明治憲 更に、

このため、国民が平和時に享受する諸権利を一時的に棚上げ やかに構築することが肝要である。すなわち、対処に必要な 危くなり、 n コントロールすることが全てに優先されなければならない。 国 国を挙げて国難に対処してこれを乗りきる有事体制を速 の独立が維持されてい のであり、治安が維持されていなければ人命の したがって、まずは非常事態を迅速柔軟かつ的確に 災害の拡大は多くの人々の なければ国 生命・ 民の基本権は 財産を奪うこと 保 保証 証 は き

し平時体制に戻るような制度が必要である。などの例外規定を設け、事態が収束した暁には諸権利を回復限度内で、国民主権の一時的委任、基本的人権の部分的制約

のグロ L ともに世界平和構築に向け大国としての 家資源を自国の防衛のみに極小化することなく、冷戦崩壊後 明記することが必要なのである。そして国軍という貴重な国 事態なかんずく武力攻撃事態に如何に対処するかを憲法 欠であり、戦後六十年間の国家的教訓を踏まえて、 このためにも法体系の頂点に位置する憲法の改 い貢献を果たさなければならない。 ーバル化時代において、諸外国からの期待に答えると 日本の 地 位 正 国家非常 に相応 一が不可

憲法九条と自衛権の確立

四

並びに国軍創設の必要性について

ならない。 <u>}</u> この第九条は、 権制限条項」 しての自衛権そのものを意図的に極限する、 に基づいて起草されたため、 法」的性格のものであり、その象徴が、憲法第九条である。 制定過程から見た我が国の現行憲法は の第二項 「国家の主権的権利としての戦争を放棄する」 となっている点に改めて強い関心を払 マッカー サー三原則 独立国が当然保有する主権と (マッカーサ 「占領管 ٧١ わゆる「主 理基本 わ ねば ノ

ある。 長年に 取れ を惹起し、防衛問題、 ŋ 現実との間には次第に大きなズレが生じ、 用や英文からの翻訳などの諸要因が不透明な改正過程と絡 在と正統性に関する国民的合意の形成を妨害するとともに、 となって、 とする政府見解が、 み合って、 田 0 へと発展し、 0 自 保革による同条を巡る神学論争や戦後の平和運 修正がなされ、 目的を達成するため」 憲法 Ó 中で、 ないば 衛権及び自衛権発動のための武力行使」は認め そして、 九条は、 わたって我が 制定当初から複雑な問題を提起してきた。 世論を二分する国家的争点に発展してきたので 多くの かりか、 防衛力の整備強化が図られるにつれて条文と 戦後の我が国において政治的 起草過程において、 また 国民にとっては極めて難解で厄介な 第九条 警察予備隊から保安隊、次いで自衛隊 国 特に自衛権の行使並び 0 「交戦権」という不確定な用語 防 という文言を追加する 衛問 の文言からはスト :題の健全な発展を阻害して 第二項 五十五年体制下 の冒頭に に自衛隊の存 レ 社会的 | |-動 わ のうね 殊に、 is られる ゆる芦 「前項 対立 問題 読 の使 4

法の解釈によって改めようとするやり方(解釈改憲)で何持を認めるという手法や「国の大事」である国防問題を憲衛権」の行使を認め、「戦力」を否定しつつ「自衛力」の保戦後六十年余りが経過し、「交戦権」を否定しながら「自

政策的にも一貫性がない。 アメリカとの 行使できない Y VI る。 か乗り切ろうとする政府 中でも、 同 との見解は全くの詭弁であり、 集団的 盟関係を危うくする恐れが 自 衛 何よりも、 権 Ö 政策遂行は既に限界に は 国際法上 我が 保 あ 国 有するが憲法上 ŋ 唯 法 理 0 極 的 同盟国 にも、 達 めて して

刻である。

ことは誰の目にも明らかである。 グロ こと、我が国の戦略環境・安全保障環境は著しく変化 和と安定がなければ、 国 このため 方、 際国家」である日本の進路を展望するとき、 ーバル化や情報化が急激に進展する中、 冷戦の終結から十数年を経 i は、 国際平和協力活動を国家の主要事 我が国の平和と安全を確保できな た今日、 世 「通商国家」、 界は 世 一界の平 業とし した。 勿論 0

きた。 戦後経済成長を遂げ、 か ば 0 てより主体的 L n 国力 た活動、 近年、 ならない。 りとした法的根拠と軍隊としての活動の た活動ができてい しか 自衛隊 地位 集団的自衛 しな に か が 0 相応しい つ ,6, 海外派 積極 るとはとても言い 権 国際社会の主要国に成長した我が 的 武器使用 責任と役割を果たして行かなけ 0 遣が盛んに行 に取りくみ、 問題等があり、 0 制 限 難く、 米国 わ 非戦闘 れるように との同 権 列 限 国 および基盤 0 地 0 盟 際、 軍 域 一の下で 隊 なって に伍 限 国 n

を付与することが必要である。

る。 これらの問題を解決するには、何としても、憲法九条の これらの問題を解決するには、何としても、憲法九条の る。

ることが是非とも必要である。とともに、派遣される国軍が列国の軍隊と対等に活動できとともに、派遣される国軍が列国の軍隊と対等に活動できるよう、国際協力活動を国軍の本来任務に位置づけるこの際、併せて集団的自衛権の行使を認めなければなら

い直 我々の「国家論」に基づいて全面的に再検討するとともに、 り疎かにされてきた国防あるいは軍事に係わ 衛軍に改称してその保持を是認しただけでは、 長年国民が避けて通ってきた国家の主権の問題を改めて問 的な解決にはならない。現行憲法下において、 以 上 のように、 自らの手によって正常化することが、戦後体制の 単に憲法九条二項を改正し、 長年にわた る問題を、 問題の、 自衛隊を自 本質

ことが、何よりも大事なことなのである。問題を自らのものとしてすべての国民が一から考えてみるといえよう。そして、憲法改正を機に、国家および国防の矛盾によって翻弄されてきた現世代のなすべき歴史的課題

五 軍法制度の保持並びに軍事裁判所の設置について

界の主要国ではありえないことである。 と命、財産への侵害をどのように裁くのかは、国家におけるとの軍律の下、任務を遂行する過程で起こり得る自ら、あるいは相対する人物、更には行動地域所在の第三者等に生ずる生命、財産への侵害をどのように裁くのかは、国家における事隊の在り方を決める上で、極めて重大な問題である。 との、財産への侵害をどのように裁くのかは、国家における はは対する人物、更には行動地域所在の第三者等に生ずる により裁かれることになっているが、このような体制は、世 により裁かれることになっているが、このような体制は、世 との、財産への侵害をどのように裁くのかは、国家における 単後の我が国では、自衛官も一般国民同様、全て一般刑法 単後の我が国では、自衛官も一般国民同様、全て一般刑法 を述るしい軍律が要求される。そして、 として、

は必要ないとの論理的帰結なのであろう。結果であり、軍隊を持たない国に、軍法制度・軍事裁判所これも、交戦権を否認し、軍隊の不保持を憲法で明言した

ことに因るのかもしれない。軍律、軍法といった言葉への強い抵抗感が生じたであろう返さないという感情から、戦後の日本人の一部に、軍規、また、膨大な数の犠牲を出した大東亜戦争の悪夢を繰り

言葉を避けて通ることはできない。る組織を創り機能させるためには、軍法、軍事裁判という国を自ら守る気概を取り戻し、名実ともに国の軍隊といえしかしながら、今、戦後のある種の呪縛を解いて自らの

世紀 軍隊ではないからとしか言いようがない。また、 就 ての責任 交的制約の中でいわゆる「奇形の軍隊」としてその道を歩 でない自衛隊の姿でもある。 令に背いて職務を怠った者が、 に及んだ場合、指揮官の命令に基づき、身を賭して任務に の災害派遣行動中に生起する各種の事態が人の生命・ んできた。中でも、 の間、 た自衛官が、 衛隊は、 のみが問われこととなるなどは、 現行憲法その他の国内法、あるいは政治的、外 警察予備隊として誕生してから今日までの その結果を一般刑法で裁かれ、 国外での国際平和協力活動や国内外で 軽い 処罰で済むのが、 まさに自衛隊が 逆に、命 個人とし 軍隊 財産 半

軍人に 般刑法や国内の司法裁判所に委ねることには本来的に無理 法権が及ばない地域で行動することがある。 動 を自律的に維持することが要求される。 性 そもそも軍隊 が かかわる刑法上の審判を、 あ h 特に海外派遣や長期の艦隊勤務など自国 は国家における法秩序の番人として、 般国民を対象とした一 また、軍隊には移 このように、 自ら の司

があるのである。

要である。 判所としての軍事裁判所の設置について明示することが必おいては、軍法の制定を確実に担保するとともに、特別裁判所の設置について明確にしなければならない。新憲法に判産の設置について明確にしなければならない。新憲法に憲法を改正し国軍を持つからには、軍法制度及び軍事裁

六 軍人の身分と権利義務について

とはないであろう。も、軍隊を必須の国家組織としてその存在を一から疑うこも、軍隊は、国家の属性であり、世界のいずれの国において

いっても差し支えない。には、軍隊および軍人の存在を全く予定していなかったと海空軍その他の戦力」の保持を禁じており、その制定段階しかしながら、我が国の現行憲法は、第九条において「陸

り押し込められ、 ではない」とされた。また、 身として創設された自衛隊に対して、 追い込まれてきた。 人もいない」とする憲法の建前を貫かざるを得ない立場に 人とは呼ばれず、「特別職国家公務員」の身分の中に無理や このため、憲法制定後に警察予備隊、 論理矛盾をきたさないよう帳尻を合わさ すなわち、 その構成員である自衛官は軍 国内的 我が国 には 次いで保安隊を前 「自衛隊 は 「軍隊 冰は軍隊 も軍

れてきたのである。

は間違いなく軍人でなければならない。衛隊)は本質的に軍隊であり、その地位にある者(自衛官)しかしながら、国防の使命を果たす国家唯一の武力組織(自

よう。

され、様々な義務を負わされる立場にあるのである。それが故に、国内的にもまた国際的にも特別な権利を付与なる「第三の身分」というべき特別な身分である。また、人」であり、明らかに一般の国民とも、また公務員とも異他的に武器の使用が認められた、戦うことを本分とする武軍人は、「国家の生存と安全を確保するため、公然かつ排軍人は、「国家の生存と安全を確保するため、公然かつ排

になっているのである。 になっているのである。 は軍隊および軍人の存在は依然として否認されたまま 規定はあるが、軍人(自衛官)に関する規定がない。我が しかしながら、現行憲法には、国民および公務員に関する になっている国が多い。 区分し、各々の権利義務について所要の規定がなされてい 明治憲法では、臣民、文官および武官(軍人)の身分に

規定すべきである。そして、その職責に相応しい栄典等のて再確認し、軍人の身分を確立してその権利義務を明確にその地位にあり、その構成員である者は当然「軍人」とししたがって、憲法改正において国軍を創設する暁には、

我が国の国防体制を再建充実する上には必要不可欠と言え特別な処遇を付与して国家に対する献身に報いることが、

以上

イー・メール 話 所

社団法人 日本郷友連盟 g o y u @ g o 1 · c o m ○三—三三五三—二三四一○三—三三五三—二三四二東京都新宿区若葉一丁目二十一番地

平成十八年五月三日